


## ■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。  
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

**\***: 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

**CC**: 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

: パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義  
Copyright 2013, 苅部 直

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series  
Copyright 2013, Tadashi Karube

学術俯瞰講義「この国のかたち—日本の自己イメージ」10月24日

日本の思想と憲法 / 皇室制度をめぐって

荻部 直 (かるべ・ただし、法学部)

## 1 「この国のかたち」?

### The Form of Our State— Japan's Self-Image

人に人柄があるように、国にも国柄があります(そのイメージも人それぞれですが)。日本の国柄は過去、どのようなものだったのか。現在の日本の国柄はどのようなものか。それを考えるきっかけをこの講義から見つけて下さい。

Just as a person has character, so too does a state (although one's image of it differs from individual to individual). What kind of character did Japan have in the past? What character does the state have now? In this lecture series, we invite you to discover the answers for yourself with these questions as the springboard.

くに - がら【国柄】 『日本国語大辞典』(小学館、Web版)

(1)国が本来備えている(立派な)性質。

\*万葉〔8C後〕二・二二〇「玉もよし 讃岐の国は 国柄(くにから)か 見れども飽かぬ(柿本人麻呂)」

\*琴歌譜〔9C前〕正月元日慶歌「そらみつ 大和の国は 神からか 在りが欲しき 久爾可良(クニカラ)か 住みが欲しき」

(2)その国家のなりたち。国の状態。国体。

\*文明論之概略〔1875〕(福沢諭吉)一・二「世界中の国柄と時代とに従て政統は一様なる可らず」

\*尋常小学読本(明治三六年)〔1903〕八・一四「世界には、多くの国ありて、その国柄(クニガラ)種々なれども、わが帝国のごとく、よき国、よき国柄(クニガラ)は、他に例を見ざるなり」

(3)その国や地方の特色。各国固有の持味。

教育勅語(1890):我カ國體ノ精華 the fundamental character of Our Empire

國體 ②国を治める制度や規則。国家の政治形態。③国の体面。(『全訳漢辞海』三省堂)

「夫れ天地の剖判し、始めて人民ありしより、天胤、四海に君臨し、一姓歴歴として、未だ嘗て一人も敢へて天位を覬覦するものあらずして、以て今日に至れる」

(會澤正志斎『新論』國體上、1825年) 後期水戸学・国学

「我帝国は万世一系の天皇君臨し統治権を総覧し給ふことを以て其の國體と為し治安維持法に所謂國體の意義亦此の如くすへきものとす」(大審院判決・1929年5月31日)

## 2 国制論における皇室

「血」と「君徳」——天皇論をめぐるデッサン

「浮遊する歴史——一九九〇年代の天皇論」

(荏部直『歴史という皮膚』岩波書店、2011年、所収)

「國體」をめぐる論争：佐々木惣一 vs 和辻哲郎 宮澤俊義 vs 尾高朝雄

「神権天皇制」から「象徴天皇制」へ (小林直樹「象徴天皇制の法意識」『思想』436号、1960)

cf. コミンテルン 1932年テーゼ **Monarchie**

伝統的「國體」の死滅＝日本国憲法の「国体法」としての民主主義・平和主義

「国民の多数意思が変われば、天皇の地位の変更（例えば天皇制廃止）も可能である。」

(小森義峯『日本憲法大綱』再改訂増補版、嵯峨野書院、1987年)

黒田覚『憲法に於ける象徴と主権』(有斐閣、1946.10.)：「人的統合力」の理論とアイロニー

「天皇の憲法上の地位」(『公法研究』10号、1954年)

Rudolf Smend 「国家共同体の価値の歴史的継続」を君主の人格が象徴

国旗・紋章・政治的儀式・国祭 「カリスマ的権威」と「物的象徴」

名目上も「調整権」不在、象徴的機能を約束する「場」の乏しさ

「国家の歴史性、伝統性そのものが、国民の意識のなかになんらかの統合力をもたなくなれば、君主の象徴的機能も、次第に消滅せざるをえない。」(黒田覚『憲法に於ける象徴と主権』有斐閣、1946年、p49)

## 3 戦後の天皇パフォーマンスと天皇論

ケネス・ルオフ『国民の天皇』(岩波現代文庫、2009)：「人間宣言」、全国巡幸

松下圭一「大衆天皇制論」(『中央公論』37巻4号、1959.4.)

「現御神」から「スター」へ、文化的・家族的性格、「科学者家庭の団らん」

世論調査との一致＝自己実現的予言

「天皇制」論から「王権」論へ～人類学・構造主義

西郷信綱(1966-67)、山口昌男(1976)、猪瀬直樹(1986)、赤坂憲雄(1990)

一般理論に回収できないもの……小林直樹「血のミトス」(1960)

丸山眞男『日本の思想』(岩波新書、1961/ドイツ語版、1988)

吉本隆明(1969)、山折哲雄(1978)、網野善彦、近年の昭和天皇論ブーム？

原武史『昭和天皇』(岩波新書、2008) 古川隆久『昭和天皇』(中公新書、2011)

加藤陽子『天皇の歴史8：昭和天皇と戦争の世紀』(講談社、2011)

伊藤之雄『昭和天皇伝』(講談社、2011)

## 4 「平成流」と今後？

岩井克己「平成流とは何か」(近代日本研究会編『年報・近代日本研究 20：宮中・皇室と政治』山川出版、1998)

宮内庁編『道』(1999、2009)

「皆さんとともに日本国憲法を守り」（即位後朝見の儀）

高橋和之「天皇の国事行為に思う」（『世界』1989年3月号）

戦後五十年・六十年「慰霊の旅」

「先の大戦によって命を失ったすべての人々を」（2005年6月27日、サイパン島訪問）

沖縄、対中国・韓国、弱者への関心（福祉・災害）

憲法問題？

「5月の憲法記念日をはさみ、今年は憲法をめぐり、例年に増して盛んな論議が取り交わされてきたように感じます。主に新聞紙上でこうした論議に触れながら、かつて、あきる野市の五日市を訪れた時、郷土館で見せて頂いた「五日市憲法草案」のことをしきりに思い出しておりました。明治憲法の公布（明治22年）に先立ち、地域の小学校の教員、地主や農民が、寄り合い、討議を重ねて書き上げた民間の憲法草案で、基本的人権の尊重や教育の自由の保障及び教育を受ける義務、法の下での平等、更に言論の自由、信教の自由など、204条が書かれており、地方自治権等についても記されています。当時これに類する民間の憲法草案が、日本各地の少なくとも40数か所で作られていたと聞きましたが、近代日本の黎明期に生きた人々の、政治参加への強い意欲や、自国の未来に向けた熱い願いに触れ、深い感銘を覚えたことでした。長い鎖国を経た19世紀末の日本で、市井の人々の間に既に育っていた民権意識を記録するものとして、世界でも珍しい文化遺産ではないかと思えます。」

（2013年10月20日、皇后誕生日文書回答）

「国家の象徴」：国家の基本的価値 / 「日本国民統合の象徴」：国民の敬意・憧れ

（園部逸夫『皇室制度を考える』中央公論新社、2007）

「わけても国民統合の象徴である天皇は、現実の政治的国家秩序の最高の位置にあられるばかりでなく、国民的生の共同体の高き秩序の理想の表現でなければなりません。【中略】かような意味において、天皇は御躬ら自由の原理に基づき、率先してあまねく国民の規範たり理想たるべき精神的道徳的の至上の御責任を帯びさせられるであります。」

（1946年4月29日、天長節記念祝典演述：『南原繁著作集』第7巻、岩波書店、1973、p59）